

# 一者応札の要因分析と改善方策

平成22年7月

日本原子力研究開発機構

契約部

## I. はじめに

### 1. 調査の目的

本調査は、「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約から一般競争入札に移行したものの一者応札となった契約が多いことから、一者応札となった契約を精査した上で、応札者を増やし実質的な競争性を確保するための改善方策を検討するために、企業等に直接アンケート調査を行い、その要因を分析し、より競争性を高めるための改善方策を講ずることを目的として行ったものである。

なお、今回の第2回アンケート調査は、平成21年5月に実施した第1回アンケート調査結果（平成20年度上半期を対象）に基づき、原子力機構が実施した改善方策の効果を確認するとともに、さらなる改善策の策定のために実施したものである。

### 2. 調査概要

（調査方法及び対象）

本調査は、原子力機構の平成21年度下半期（平成21年10月～平成22年3月）における入札公告案件について、平成22年5月に企業等に対して入札に参加しなかった理由等をアンケート形式で徴取したものである。

（一者応札の実績）

平成21年度下半期における一般競争入札の件数は全体で1,096件（少額随契基準額以下を除く。）あり、そのうち一者応札は609件で、これは全体の55.6%に相当する。【表1参照】

この609件を調達的方式別で見ると、最低価格落札方式で604件（55.9%＝604件/1,079件）、総合評価落札方式で5件（29.4%＝5件/17件）となっている。

【表1】平成21年度下期における一般競争入札の競争参加者

（単位：件）

	一般競争入札				合 計	
	最低価格落札方式		総合評価落札方式			
1者	604	55.9%	5	29.4%	609	55.6%
2者以上	475	44.1%	12	70.6%	487	44.4%
合計	1,079	100%	17	100%	1,096	100%

(アンケートの対象)

一者応札となった609件のうち、一者（落札者）しか関心を示さなかった入札案件は237件（39%）であり、残りの372件（61%）には、落札者以外の複数者が調達内容に関心を示している。この372件は、落札者以外に合計908者が調達内容に関心を示しながらも入札参加を辞退している。【表2参照】

今回の調査は、一者応札となった調達について、内容に関心を示したものの入札辞退した法人、延908者を対象に入札参加を辞退するに至った理由及び改善要望等をアンケート形式で調査を行った。【資料1（アンケート用紙）参照】

【表2】

	件数	落札者以外の法人数
一者応札	609 件	—
一者しか関心を示さなかった	(39.0%) 237 件	—
複数者が関心を示した	(61.0%) 372 件	908 者

※法人数は延べ人数

## Ⅱ. 調査結果

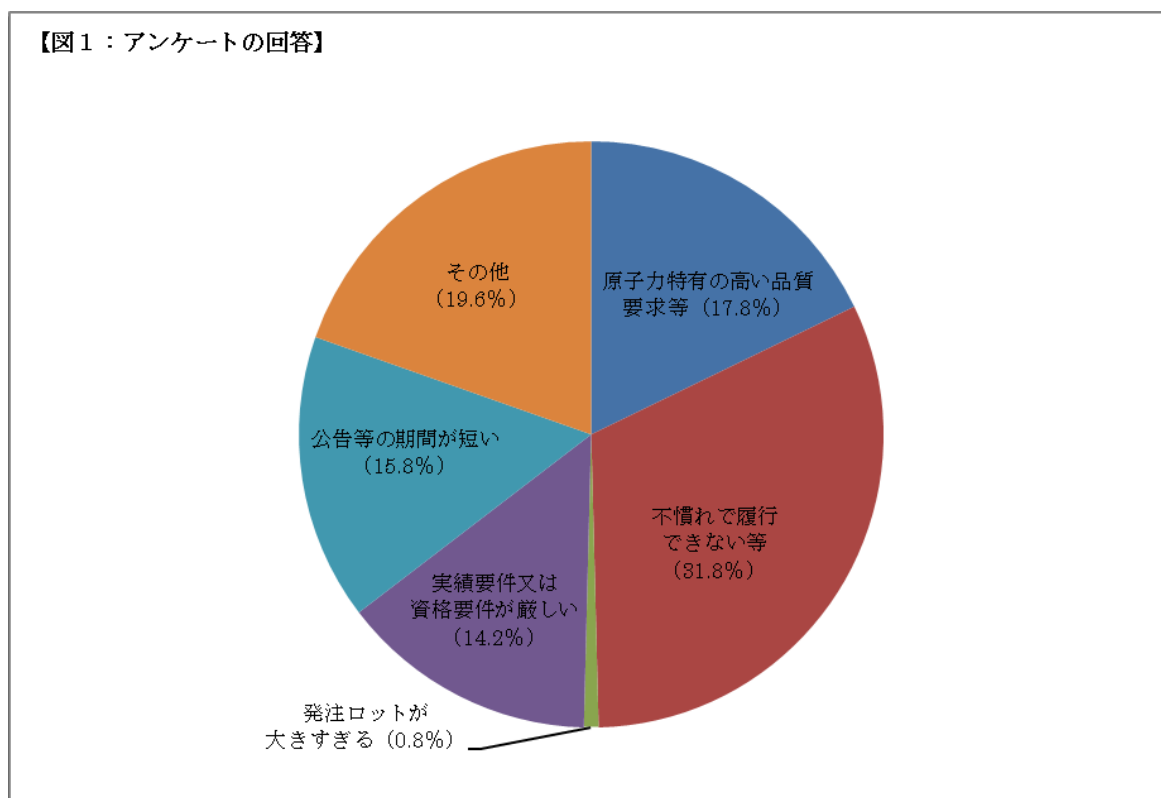
### 1. 全体の概要

(アンケートの回答)

延908者に送付したアンケートのうち、延706者から回答があり(回答率77.8%)、集計の結果、入札等を辞退した理由は以下のとおりである。【図1参照】

回答の分類【複数回答あり】	回答数	割合
1. 原子力特有の高い品質要求、放射線管理区域での作業経験、製品開発へのリスク	191件	17.8%
2. 応札しても(金銭的、技術的に)受注見込みがない又は不慣れで履行できない	341件	31.8%
3. 発注ロットが大きすぎる	9件	0.8%
4. 実績要件又は資格要件が厳しい	152件	14.2%
5. 公告等の期間が短い	169件	15.8%
6. その他	211件	19.6%
合 計	1,073件	100.0%

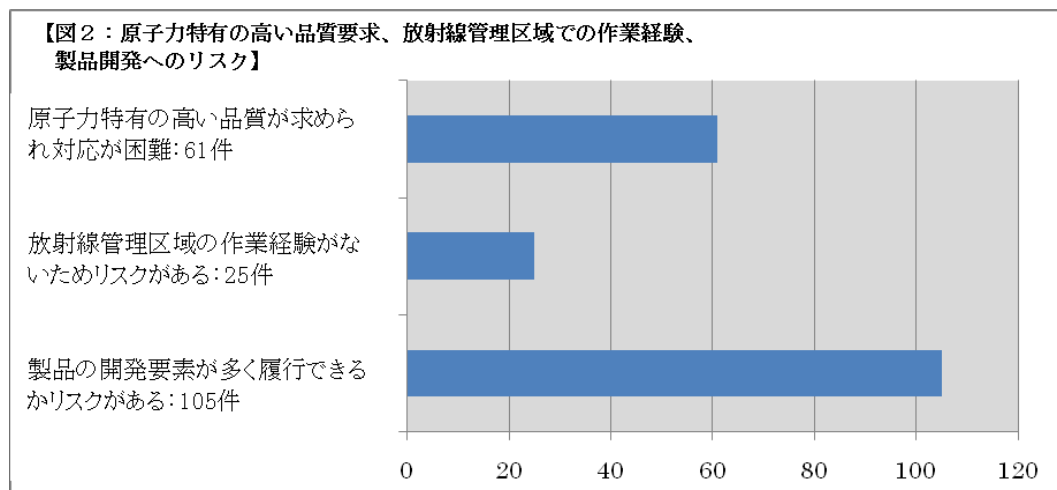
【図1：アンケートの回答】



## 2. 入札等を辞退した理由

理由1：原子力特有の高い品質要求、放射線管理区域での作業経験、製品開発へのリスク

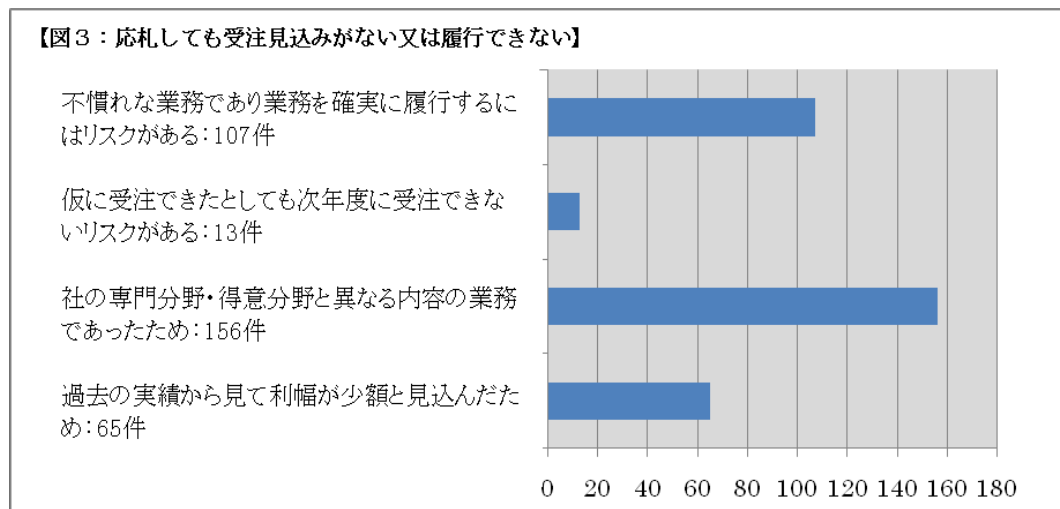
一般産業では求められない原子力特有の高い品質が求められ対応が困難、放射線管理区域の作業経験がないためリスクがある、製品の開発要素が多く確実に履行できるかリスクがあるといった原子力開発の特性に起因したものが計191件、全体の17.8%を占めていた。【図2参照】



理由2：応札しても（金額的、技術的に）受注見込みがない又は不慣れで履行できない

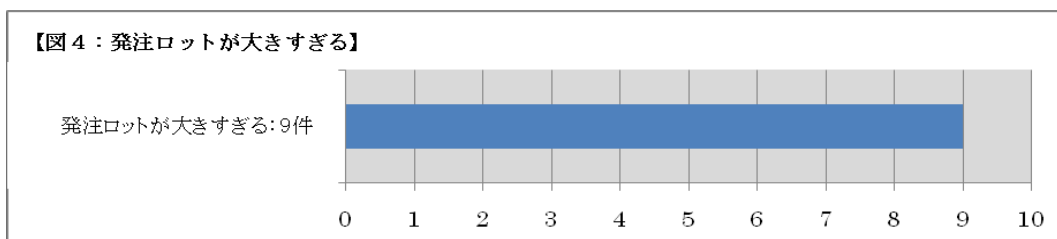
不慣れな業務であり業務を確実に履行するにはリスクがある、受注できたとしても次年度に受注できないリスクがある、社の専門分野・得意分野と異なる、過去の実績から見て利幅が少額と見込んだためであったといったものが計341件、全体の31.8%と最も大きな割合を占めていた。【図3参照】

また、上記の「理由1」とも密接な関連があり、「理由1」と「理由2」を合わせると辞退理由の約半数である49.6%（532件＝191件＋341件）となっていた。



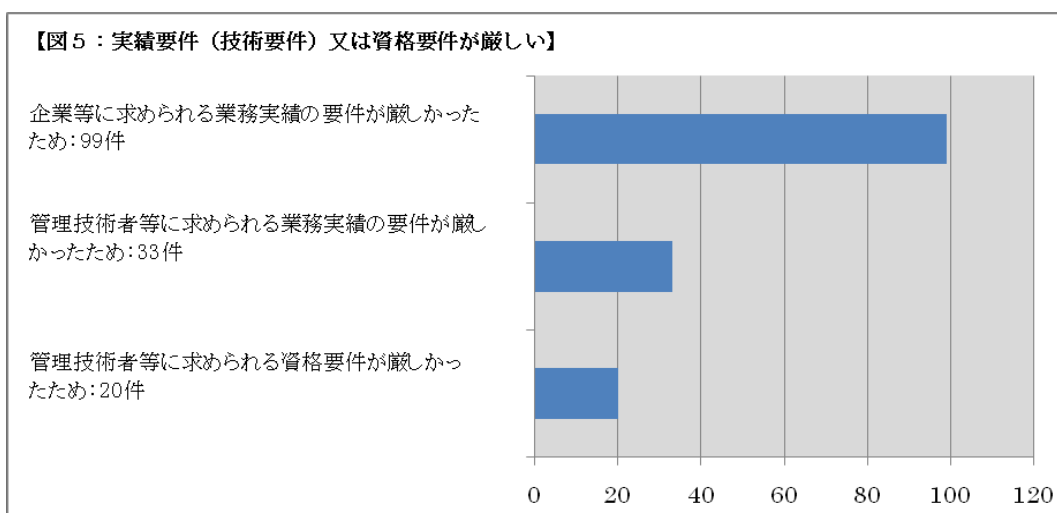
### 理由 3 : 発注ロットが大きすぎた

発注ロット（一業務あたりの規模）が大きすぎた、必要な人材を確保するのが困難である等、その発注単位が大きいことから、受注しても扱えないといったものが9件で、全体の0.8%を占めていた。【図4参照】



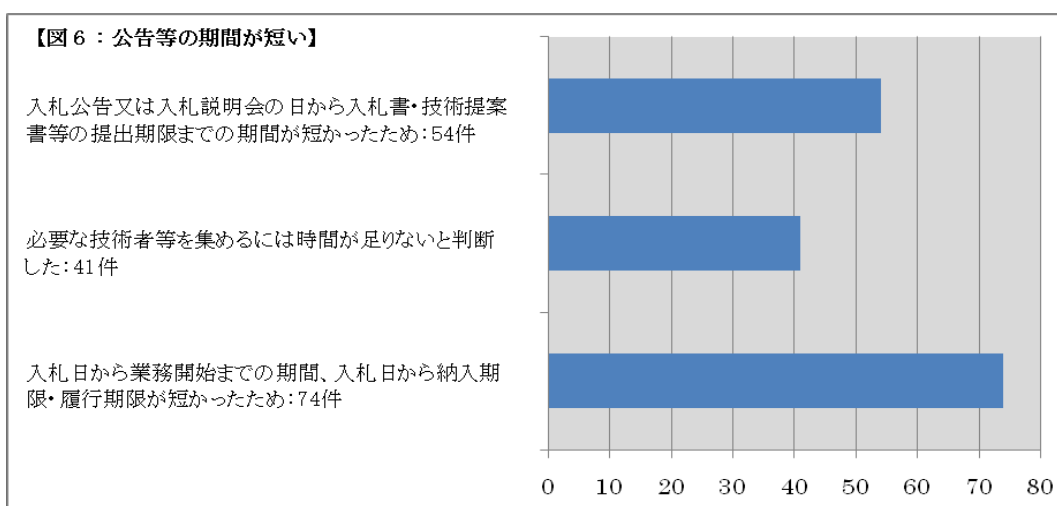
### 理由 4 : 実績要件又は資格要件が厳しい

求められる実績要件（技術的要件）が厳しい、資格要件が厳しいなどといったものが計152件、全体の14.2%を占めていた。【図5参照】



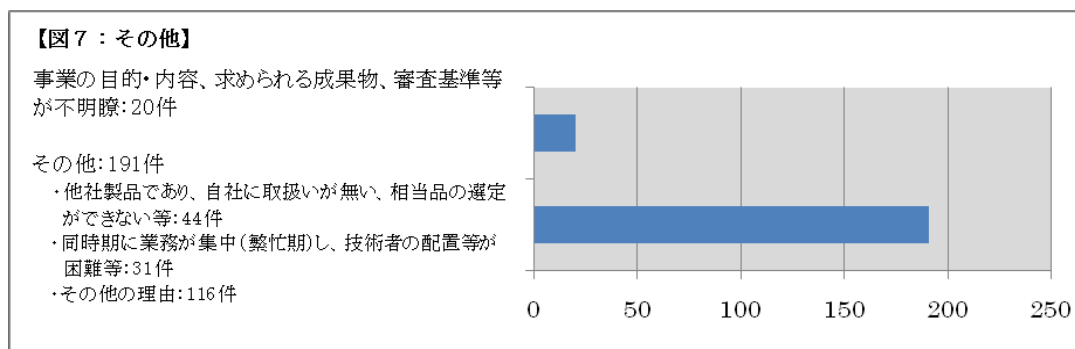
### 理由 5 : 公告等の期間が短い

公告等の期間が短い、必要な技術者等を集めるには時間が足りないと判断したとの回答が合計169件で、全体の15.8%を占めていた。【図6参照】



## 理由6：その他

その他の理由として211件、例えば事業の目的・内容、求められる成果物、審査基準等が不明瞭などといったものは20件、他社製品であり、自社に取扱いが無い、相当品の選定ができない等といったものが44件、同時期に業務が集中（繁忙期）し、技術者の配置が困難等といったものが31件あった。



これ以外の理由として116件の回答があり、内訳は、以下のとおり。

- ・入札に参加するための情報が不足していたため（8件）
- ・落札後の製品の保証、アフターメンテナンス等の責任が持てない（4件）
- ・参考に取り寄せた、件名のみで判断したため（4件）
- ・他の回答項目（理由1～5）と重複、具体的回答でなかったもの（100件）

### 3. 意見要望等

今回のアンケート調査では、入札等を辞退した理由（一者応札の要因分析）の他に、原子力機構の調達情報サイト等の情報発信についての意見や要望のアンケートを行った。

その結果、現在のホームページの見やすさや使い勝手等については、第1回アンケート結果を踏まえ、平成22年1月から、仕様書をホームページ上に掲載したことから、案件の概要を閲覧できるとともに、入札参加の意思決定に必要な情報である仕様書をウェブサイトから入手できるようになった等、機構の改善に対して、その改善効果を認める意見が多数寄せられた。

なお、その他寄せられた意見要望等についても、内容を検討し、改善に取り組んでいくこととしたい。

### Ⅲ. 要因と改善への取組

#### 1. 一者応札の要因

アンケートの結果を踏まえると、主たる要因は以下のとおりである。

- (1) 原子力機構が発注する契約は、原子力特有の専門性の高い業務を要求するものが多いことから、履行可能な者が限られる傾向がある。
- (2) 原子力機構の調達においては、原子力関連機器の製作等に求められる高度な品質要求や放射線管理区域内作業の安全かつ確実な履行を達成するために、業務に必要な技術的要件、資格要件等を入札参加の条件とする案件があることから、履行可能な者が限られる傾向がある。
- (3) 発注ロットが大きすぎるといった回答については、発注ロットを小さくできないものや、トータルコストを抑えられるというメリットがあるため、まとめて発注を行っている等の事情がある。
- (4) 公告等の期間については、「入札公告又は入札説明会の日から入札書・技術提案書等の提出期限までの期間が短い」という回答が、調査回答の16%を占めており、一概に公告等の期間を多く取れば対応できたとは言えないものの、競争性を確保するために、十分な公告等の期間を確保することは必要であると言える。

#### 2. 一者応札改善への取組

- (1) 第1回アンケート調査の結果を反映した取組

原子力機構は、一者応札の改善の重要性を認識し、平成21年度に実施した第1回アンケート調査の結果を反映した取組みを進めてきた（下記の改善策1～4）。

その効果については、前述のとおり「案件の概要を閲覧できるようになった」、「入札参加の意思決定に必要な情報である仕様書をウェブサイトから入手できるようになった」等の改善効果を認める意見が多数寄せられている。

##### 実施している改善策1：調達情報の積極的な提供

一般競争入札、企画競争、公募の公告にあわせ、仕様書等を原子力機構のホームページに掲載し、公告と同時に調達内容の詳細が把握できるようにすることで応札者の新規参入を促している。（平成22年1月から実施）

また、より多くの者へ公告案件を周知するため、文部科学省所管の独立行政法人のホームページへもリンクを貼り、より広範囲にわたる情報提供の場を確保している（平成21年6月から実施）。今後も、状況を見ながら取り組んでいく。



#### 実施している改善策2：十分な公告期間の確保

公告等の期間は、国の基準と同等に原則10日以上（政府調達協定の対象となるものは原則50日以上）としていたが、より競争性を高めるための自主的措置として、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争については原則として20日以上、それ以外については原則14日以上（政府調達協定の対象となるものは原則50日以上）の公告期間を確保することとしている。（平成22年1月から実施）

#### 実施している改善策3：適切な参加要件および入札条件等の設定

当該要件を満たさなければ、調達目的が達成できないという合理的な理由がない限り、入札条件等は付してはならないことを徹底した。

なお、業務品質の確保等の理由により入札条件を付す場合においても、原子力機構内に設置されている「契約審査委員会」による事前審査を行った上で、その妥当性を判断し、入札公告を行っている（平成22年度の契約案件を対象に平成22年2月から実施）。適切な入札条件の設定とするための審査を、今後も継続していく。

#### 実施している改善策4：機構職員への周知徹底

原子力機構では、契約請求担当者向けの「契約請求マニュアル」を整備し、イントラネットに掲載して契約請求担当者ができるようにするとともに、業務連絡書にて機構内の周知を図った。（平成22年4月に実施）

上記に記した改善方策もこれに盛り込み、その周知徹底を図った。

また、契約請求元に対して、一者応札の改善方策について説明会を開催し周知徹底を図った（平成22年5月に実施）。今後も、適宜、改善方策の周知徹底を図っていく。

#### (2) 今回の（第2回）アンケート調査の結果を反映した取組

今後は、今回のアンケート調査の結果を受けた更なる改善を図るため、下記の実施事項（改善策5及び6）を実施することとする。

#### 今後の検討・取組む改善策1：受注者準備期間の確保

特に、年度当初から業務等が開始されるものについては、契約（落札決定後）から業務開始までに受注者が当該業務等を遂行する上で必要とされる準備期間が確保されるよう、入札実施時期を設定するとともに、契約請求の早期回付に努めることとする。

#### 今後の検討・取組む改善策2：電子入札の検討

アンケートの結果、要望のあった電子入札の導入について、システム整備に要する経費を勘案しつつ導入の検討を行っていく。

上記(1)のとおり、原子力機構は、より多くの入札参加者を募るための改善策を講じてきたところであり、平成22年4月契約の一般競争入札を実施した約800件の一者応札率は30%台まで低下しており、多角的な取組の効果が表れてきているものと考えられる。

今後も、より広く情報を発信する、実績要件又は資格要件については必要最低限のものに留める、さらに、競争参加者が十分な準備期間及び履行期間を確保できるよう入札実施時期を設定する等を徹底し、競争性を高めるための改善に取り組んでいく。

以 上

# アンケート用紙

資料1

このアンケートは、平成21年度下期に日本原子力研究開発機構が行った以下の一般競争入札又は企画競争（以下、「競争入札等」という。）において、入札説明書をお取り寄せいただいた企業等に行っています。

アンケート結果は、機構の競争入札等の競争性を高めるため、今後の仕様書作成、入札公告の検討等に反映させていただくものであり、企業名等の公表は一切行いませんので、ご協力をお願いいたします。

※ご回答は5月31日（月）までに、発注者である機構の契約担当課宛に提出をお願いいたします。

【競争入札等件名】			
【入札公告日】		【契約番号】	

問1. 入札に参加しなかった理由を以下の該当する項目にチェックしてください（複数選択可）。

1. 原子力特有の高い品質要求、放射線管理区域での作業経験、製品開発へのリスク等で参加できない。

①一般の産業では求められない原子力特有の高い品質が求められ、対応が困難と判断した。 ( )

②放射線管理区域の作業経験がないためリスクがあると判断した。 ( )

③製品の開発要素が多く、確実に履行できるかリスクがあると判断した。 ( )

2. 応札しても(金銭的、技術的に)受注見込みがない。又は不慣れで履行できない。

①不慣れな業務であり、業務を確実に履行するにはリスクがあるため。 ( )

②受注できたとしても、次年度に受注できないリスクがあるため。 ( )

③社の専門分野・得意分野と異なる内容の業務であったため。 ( )

④過去の実績から見て利幅が少額と見込んだため。 ( )

3. 発注ロットが大きすぎる。

①発注ロット(一業務当たりの規模)が大きすぎた、必要な人員体制を確保するのは困難と判断した。 ( )

4. 実績要件又は資格要件が厳しい。

①企業等に求められる業務実績の要件が厳しかったため。 ( )

②管理技術者等に求められる業務実績の要件が厳しかったため。 ( )

③管理技術者等に求められる資格要件が厳しかったため。 ( )

<次ページに続きます。>

---

5. 公告等の期間が短い。

---

①入札公告又は入札説明会の日から入札書・技術提案書等の提出期限までの期間が短かったため。 ( )

---

②必要な技術者等を集めるには時間が足りないと判断した。 ( )

---

③入札日から業務開始までの期間、入札日から納入期限・履行期限が短かったため。 ( )

---

6. その他

---

①事業の目的・内容、求められる成果物、審査基準等が不明瞭であったため。 ( )

---

②その他 ( )

---

※上記 1. ～ 6 の項目に該当する場合、そのように判断された具体的内容をご記入願います。

( )

問 2. 発注情報については、現在、日本原子力研究開発機構ホームページや各拠点のタッチパネルシステム（又は掲示板）での周知をしていますが、より効果的な周知方策について、ご意見等ございましたら、下欄にご自由にご記入願います。

( )

問 3. 日本原子力研究開発機構が発注する業務等に係る契約に関しまして、より競争性を高めるために改善すべきご要望などございましたら、下欄にご自由にご記入願います。

( )

【企業名】

---

【担当者】

---

【TEL番号】

---